

「築田家文書」の世界Ⅳ — 書状類③ —

新井浩文

はじめに

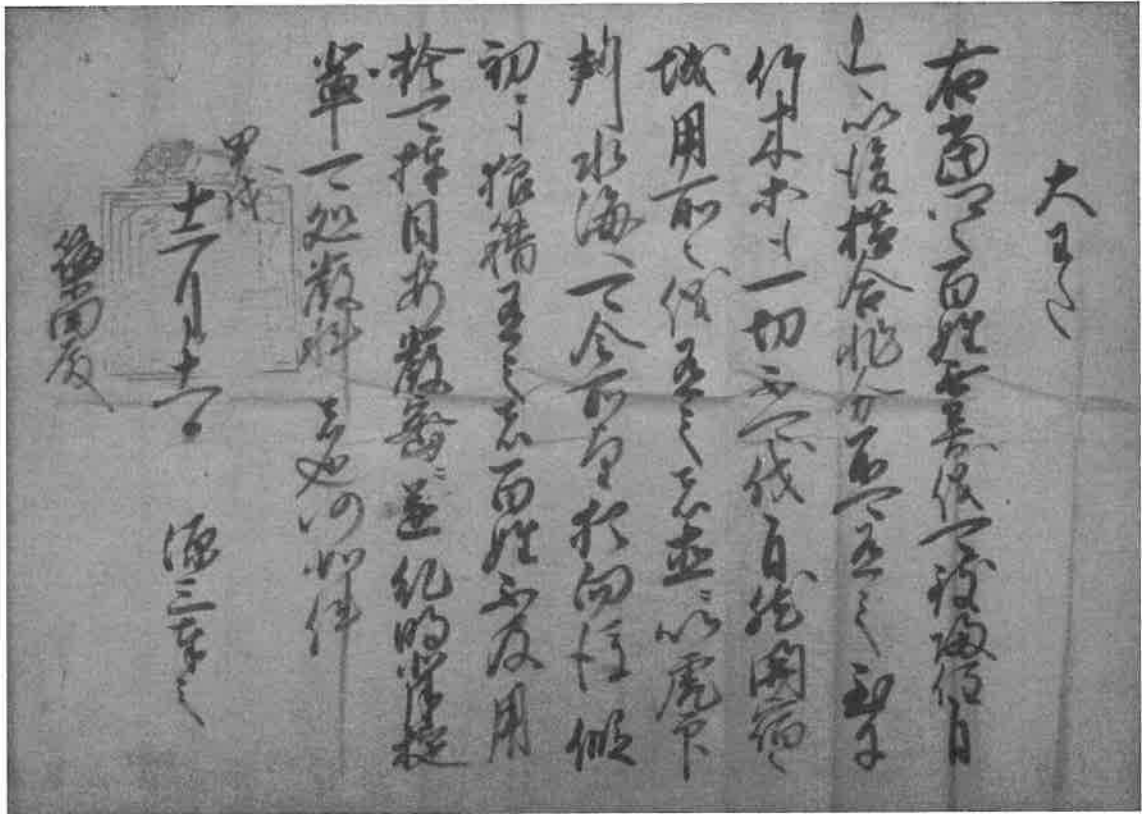
小稿は、戦国時代を代表する文書群「築田家文書」八八点のうち、書状類五四点を順次紹介する。その三回目となる今回は、天正二年から天正六年までの書状一二点を取り上げる。なお、No.は、拙稿〔1〕文書一覧の【表】の番号である。

38	【天正二年（一五七四）】十二月十一日	北条家印判状
39	【天正二年（一五七四）】極月十六日	北条氏政条書
40	【天正四年（一五七六）】六月十日	足利義氏書状
41	（年未詳）七月六日	足利義氏官途挙状
42	（年未詳）九月二日	足利義氏書状
43	（年未詳）十二月二十九日	足利義氏書状
44	【天正五年（一五七七）】正月二十六日	足利義氏書状
45*	【天正六年（一五七八）】七月二十七日	足利義氏書状
46	【天正六年（一五七八）】四月十四日	足利義氏書状
47	【天正六年（一五七八）】七月二十八日	足利義氏書状写
48	【天正六年（一五七八）】八月十八日	足利義氏書状
49	【天正六年（一五七八）】九月五日	足利義氏書状

なお、一覧表のうちNo.45*文書については、その後の検討により年次比定をこれまでの天正五年から同六年に変更したため、月日が前後している点をご了解頂きたい。

文書の形態は、すべて一点ごとに原形をとどめている。なお、No.40～44のうち42を除く四点の書状はいずれも切封墨引で、切封紐部分の原形が残されており、貴重である。

また、No.38とほぼ同文の築田氏宛て北条家印判状の写しが「楓軒文書纂」〔2〕に所収されている。本文書は、「大わた」百姓が対象の還住命令であるが、当該文書は「さる山」（茨城県境町猿山）百姓が対象となっている。当初は二通とも築田家に所在したものが何らかの理由で移動したものである。以下、番号順に一点ずつ紹介してみたい。



38 天正二年十二月十一日 北条家印判状（竖紙）

（茨城県古河市大和田）

大わた

右、當郷之百姓無異儀可致帰住、自今以後、横合非分不可有之、至に竹木等も一切不可伐、自然閑宿之城用所之儀有之者、直ニ以虎印判、水海へ可令所望、猶向後仮初ニも狼藉有之者、百姓不及用捨、可捧目安、嚴密ニ遂糺明、背掟輩可処嚴科者也、仍如件、

戊
（天正二年）甲

十二月十一日

（北条氏照）
源三奉之

築田殿

（晴助）



（印文「禄壽応穩」）

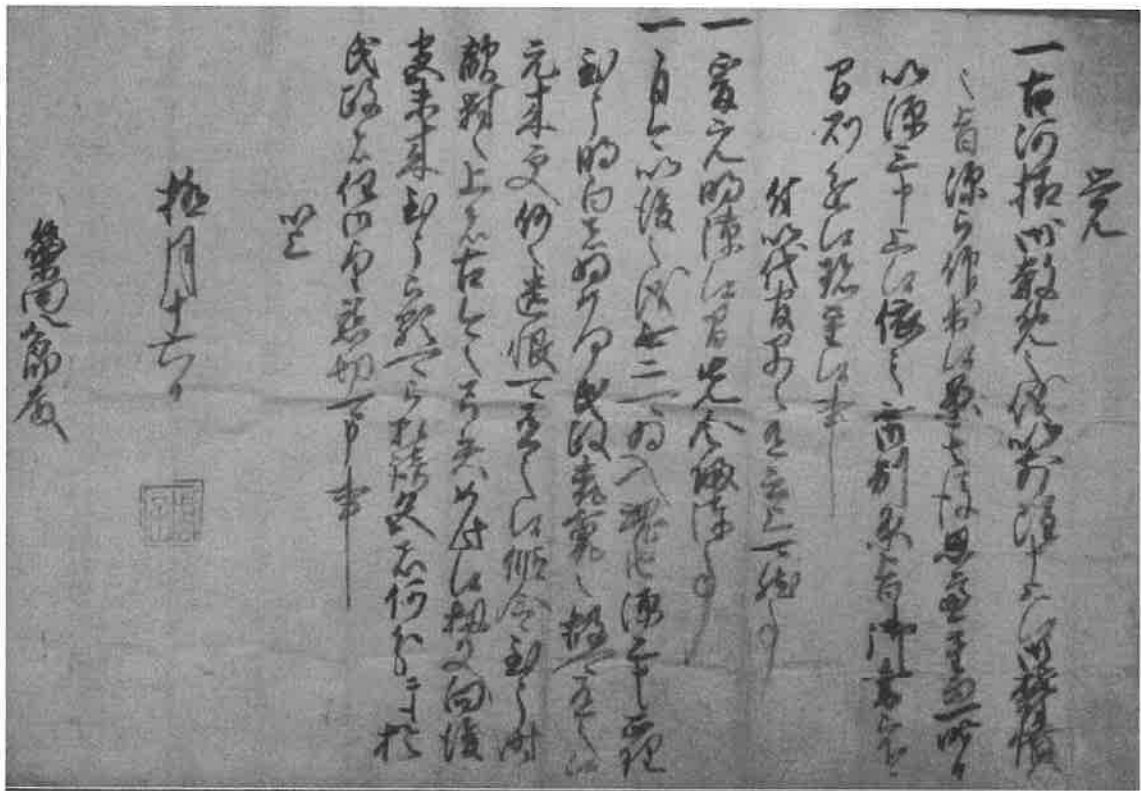
【寸法】

（本紙）縦三一・三 cm × 横四一・七 cm
（朱印）縦 九・五 cm × 横 七・二 cm

【備考】

楮紙

本文「遂」部分に擦消し跡あり。



覚

（足利義氏）

一古河様へ御赦免之儀、以前雖申上候、御鬱憤之旨深被仰出候条、其後思慮、重而一昨日

（北条氏照）

以源三申上候、依之無御別条旨、御書被下候間、則進候、珍重候事

付、以代官、早々有言上可然事

一爰元明隙候間、先令帰陣事

一自今以後之儀、無二可為入魂由、源三申候、正理

（北条）

至了明白者、為如何氏政表裏之扱可有之候、元来更何之遺恨可有之候、仮令至于時敵対之上者、古今之弓矢如此候、扱又向後尽未来、至于被頭可被相談色者、何分二も於氏政者、任御望懇切可申事

以上

（天正二年）
極月十六日

（持助）

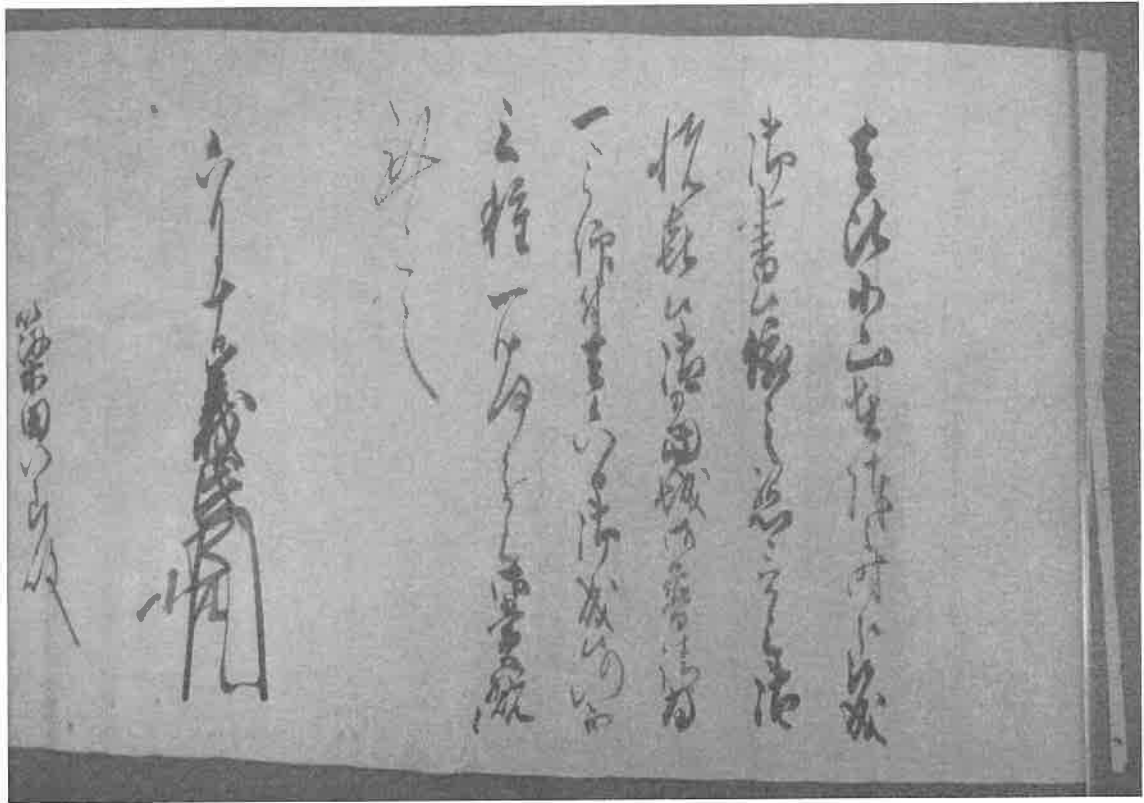
築田八郎殿

【寸法】（本紙）縦二九・四cm×横四四・五cm

（朱印）縦二・五cm×横二・三cm

【備考】楮紙

（印文「調」）



40 天正四年六月十日 足利義氏書状(切紙)

(包紙ウハ書)

「築田八郎殿 義氏」

(端裏) (持助)

「(切封墨引)」

去頃小山在陣之時分、被成御書候、依之懇言上御

(古河城)

悦喜候、御當城御普請為可被仰付、去六日御成候、仍而三種一荷進上御賞翫候、謹言

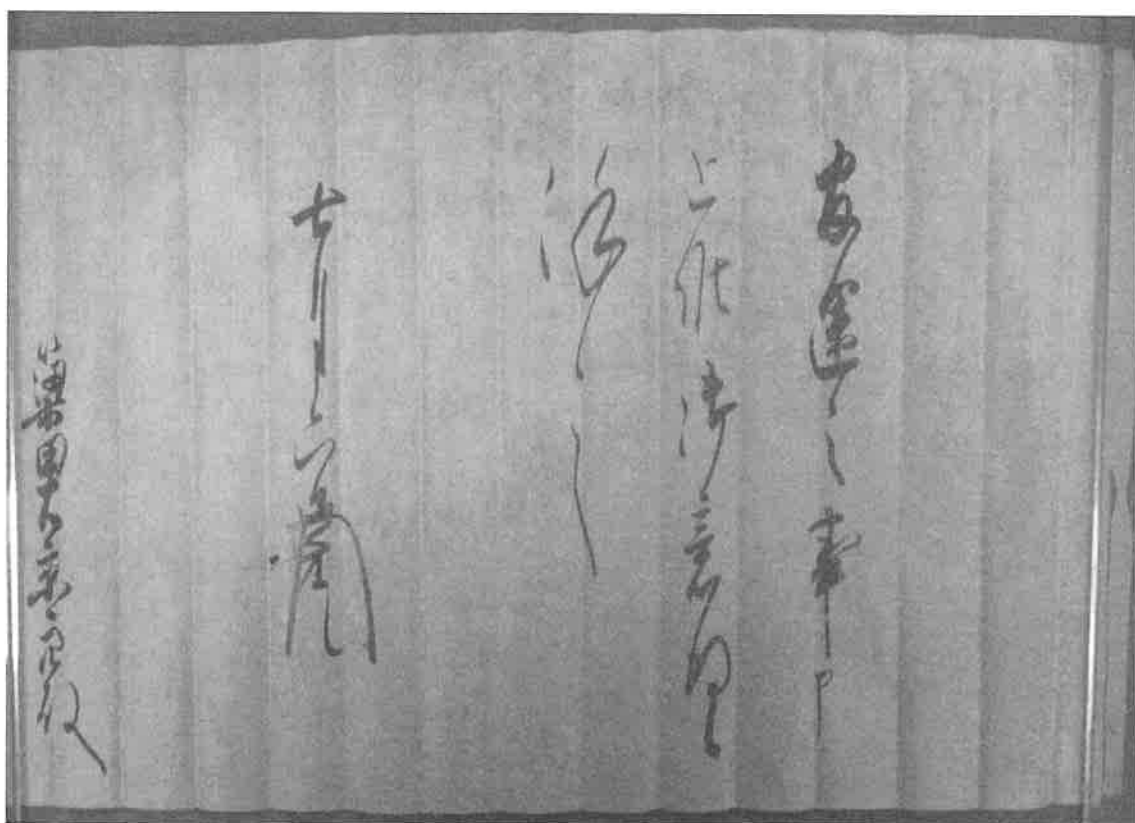
(天正四年) (足利)

六月十日 義氏(花押)

築田八郎殿

- 【寸法】 (本紙) 縦二二・二cm × 横五〇・七cm
 (花押) 縦 六・二cm × 横 六・〇cm
 (封紙) 縦四〇・五cm × 横一二・二cm
 【備考】 斐紙。封紙。切封墨引。





41 (年未詳) 七月六日 足利義氏官途挙状(切紙)

(包紙ウハ書) (足利)
 「築田右京亮殿 義氏」
 (端裏)

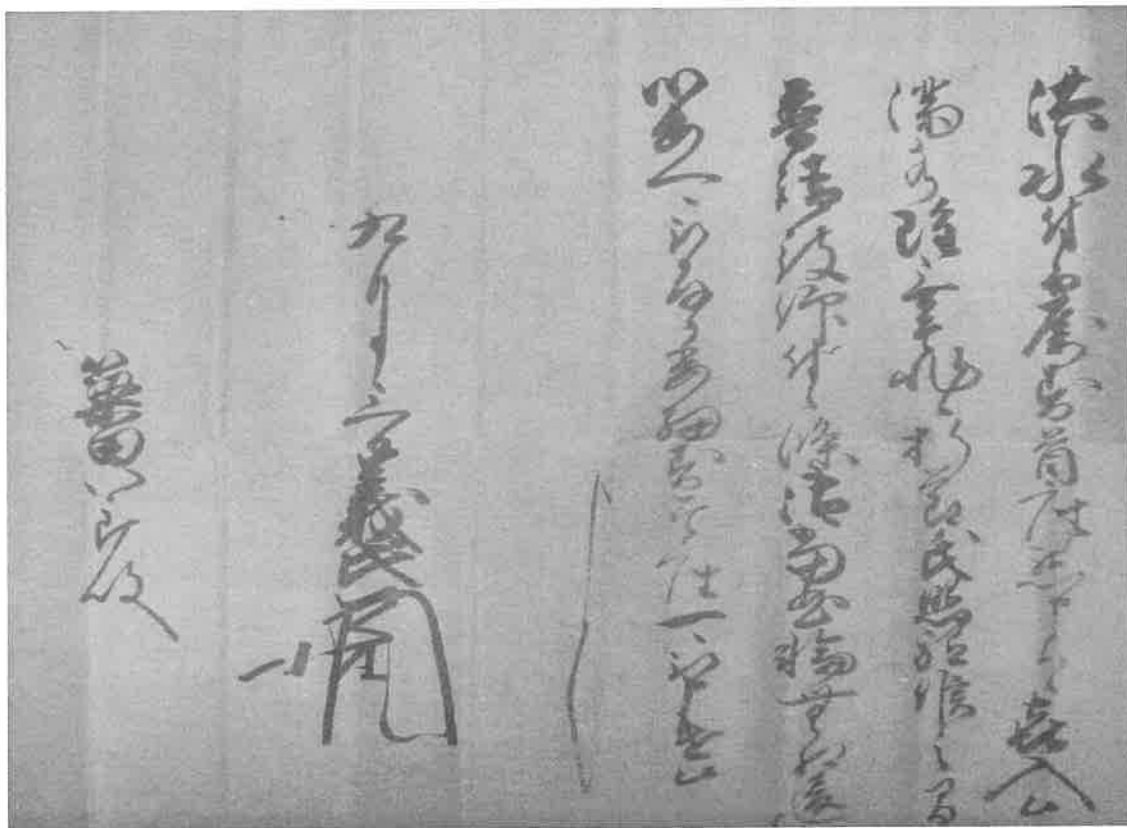
「(切封墨引)」
 官途之事、申
 上候、御意得候、
 謹言

(年未詳) (足利義氏)
 七月六日 (花押)

築田右京亮殿



【寸法】 (本紙) 縦二二・二 cm × 横五〇・七 cm
 (花押) 縦 四・五 cm × 横 四・八 cm
 (封紙) 縦三九・五 cm × 横一二・五 cm
 【備考】 楮紙 政助系統は右京亮の官途名。



42

(年未詳) 九月三日

足利義氏書状 (堅切紙)

(松嶺昌寿)

洪水付而、属寿首座懇申上候、喜入候、
 満水雖無是非候、折節氏照祇候之間、
 普請被仰付候條、御當曲輪無相違候、
 心安可被存候、委細寿首座可被申遣候、
 かしく

(年未詳)

九月三日義氏(花押)

(持助)

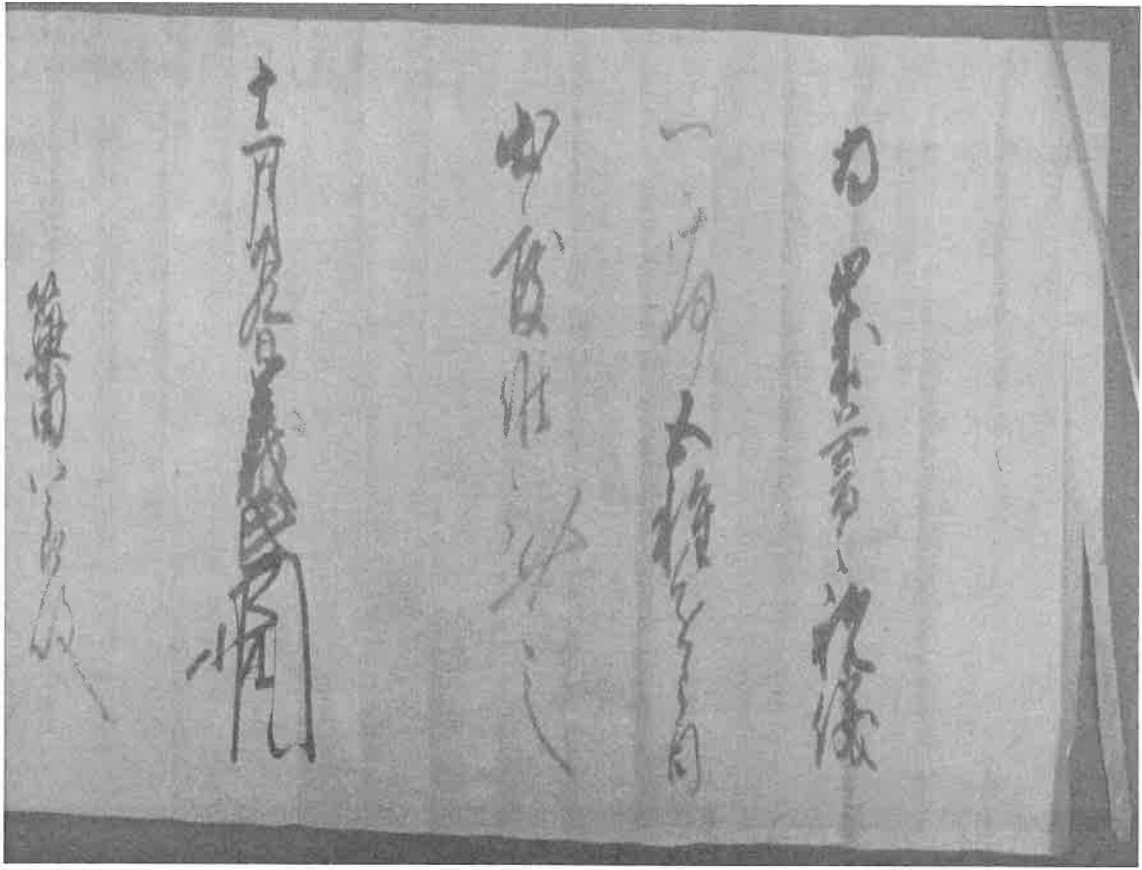
築田八郎殿

【寸法】

(本紙) 縦三四・二cm×横三三・八cm
 (花押) 縦 六・〇cm×横 六・五cm

【備考】楮紙

本紙に花押の移墨跡あり。



43 (年未詳) 十二月二十九日 足利義氏書状 (切紙)

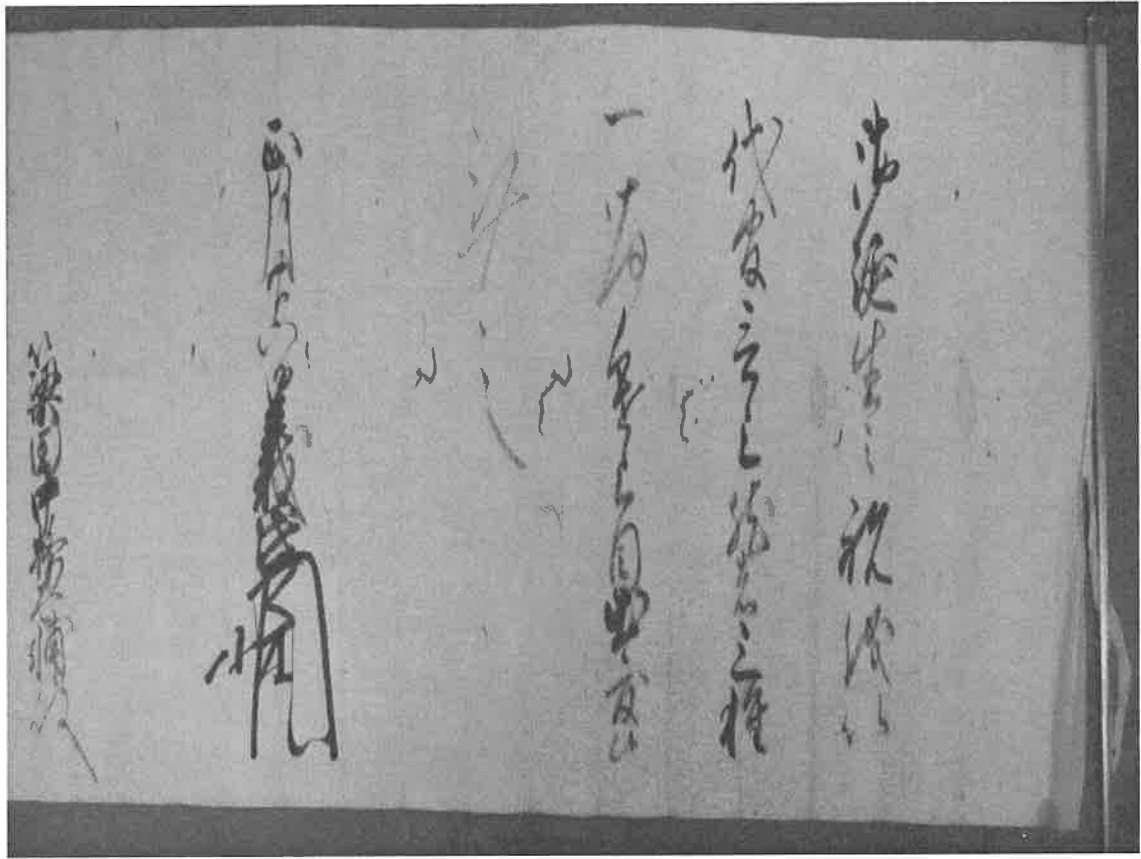
(包紙ウハ書)
 「築田八郎殿 義氏」
 (端裏) (持助)
 「(切封墨引)」

為歲暮之祝儀、
 一荷五種進之候、目
 出度候、謹言

(年未詳)
 十二月廿九日 義氏 (花押)
 築田八郎殿

【寸法】 (本紙) 縦二〇・六 cm × 横四九・〇 cm
 (花押) 縦 六・〇 cm × 横 五・七 cm
 (包紙) 縦三八・五 cm × 横一二・五 cm
 【備考】 楮紙





44 天正五年正月二十六日 足利義氏書状(切紙)

(端裏)

「(切封墨引)」

(足利梅千代王丸)

御誕生之祝儀、以

代官言上、然者三種

一荷進上、目出度候、

謹言

(天正五年)

正月廿六日 義氏(花押)

(持助)

築田中務太輔殿

(大)

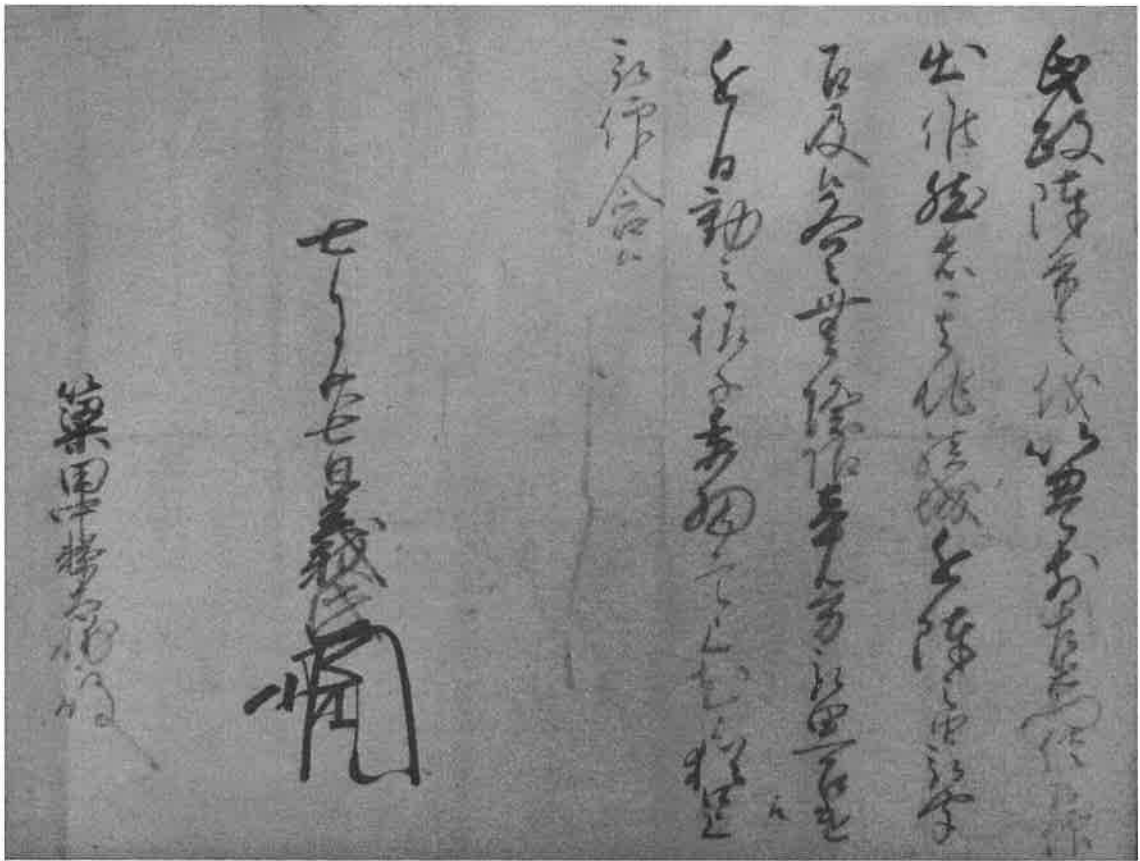
【寸法】(本紙) 縦二〇・二cm×横五〇・〇cm

(花押) 縦五・七cm×横六・二cm

【備考】楮紙



※足利梅千代王丸は、天正四年(一五七六)九月二三日誕生。



45 天正六年七月二十七日 足利義氏書状（堅切紙）

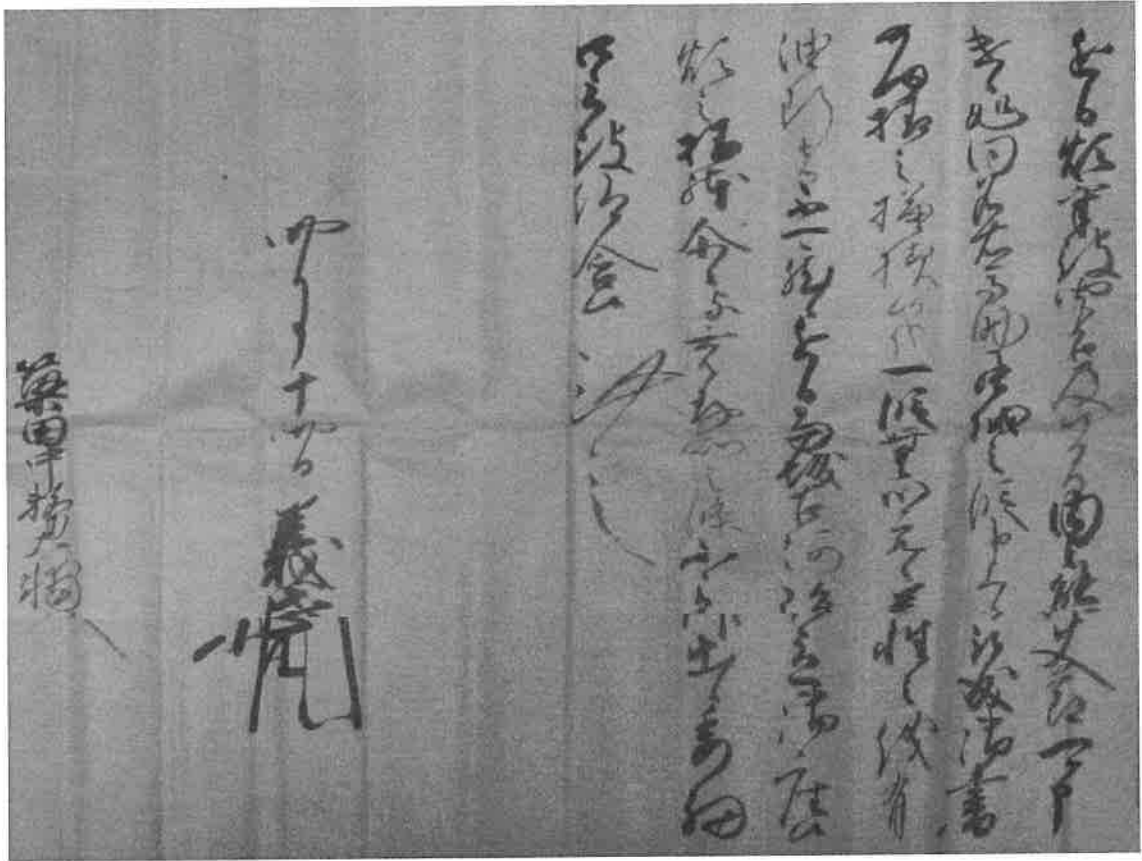
（北条）
 氏政陣勞之儀、以豊前左衛門佐被仰
 出候、然者、其地結城へ近陣之由、被聞
 召及候、各々無際限辛勞、被思召遣候、
 近日動之様子、委細言上尤候、猶口上
 被仰含候、かしく

（天正六年） （足利）
 七月廿七日 義氏（花押）

（持助）
 築田中務太輔殿
 （大）

【寸法】（本紙）縦三一・四 cm × 横三六・六 cm
 （花押）縦 五・八 cm × 横 五・三 cm
 【備考】斐紙





46 天正六年四月十四日 足利義氏書状（堅切紙）

近日煩氣被聞召及候間、内々態以使節可申

（築田助実）

遣候処、同名右馬助罷越之段申上候間、被成御書候、

（生）

如何様之模様候哉、一段無心元候、養性之儀有

油断者、不可然候、近日當城古河二雖被立御座候

煩之様体爾々与無存知之條、不被仰出候、委細

口上被仰含候、謹言、

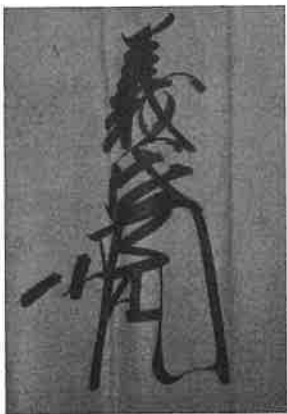
（天正六年）

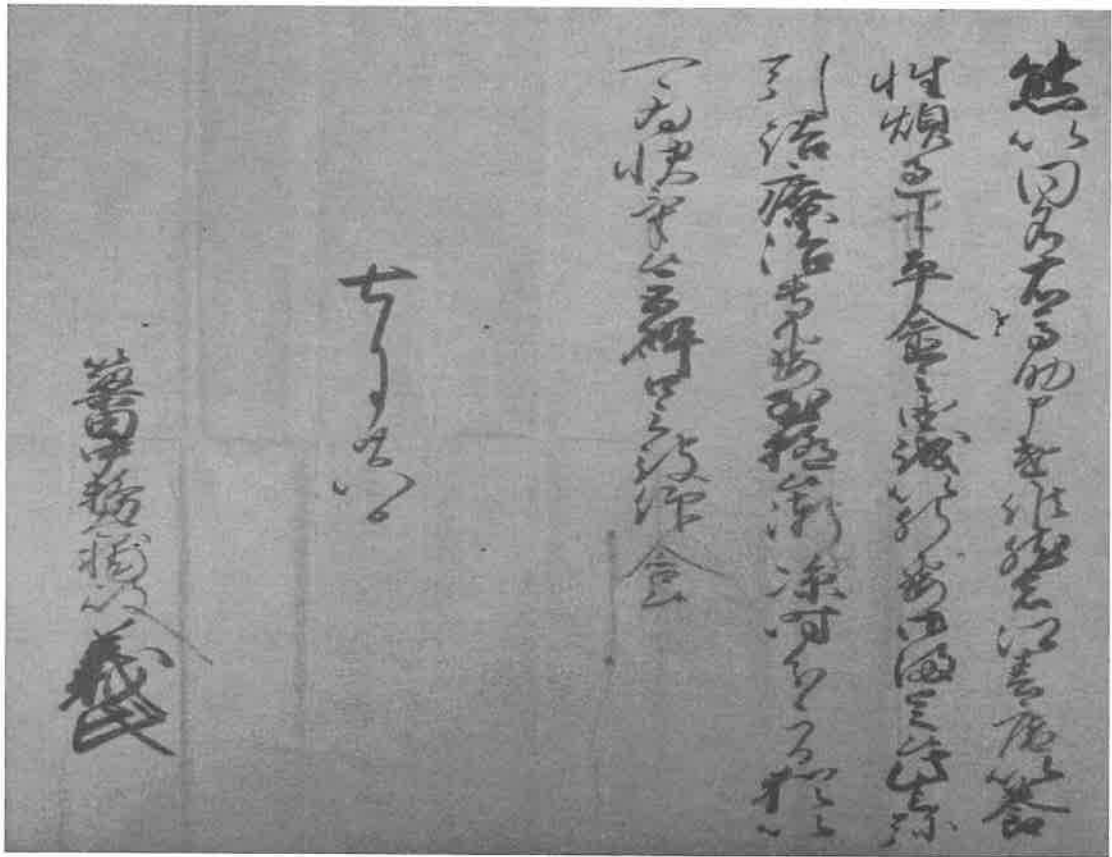
四月十四日 義氏（花押）

（持助）

築田中務太輔殿

【寸法】（本紙）縦三五・三 cm × 横三八・〇 cm
 （花押）縦 五・六 cm × 横 五・五 cm
 【備考】楮紙





47 天正六年七月二十八日 足利義氏書状写(堅切紙)

(藥田助美)

(田代三喜齋昌純)

態以同名右馬助申遣候、然者江春庵以養性、煩過半平癒之由、誠以肝要御満足候、此上弥引詰療治專要至極候、漸涼時分候間、猶以

(細)

可為快氣候、巨碎口上被仰含候、

(天正六年)

かしく

七月廿八日

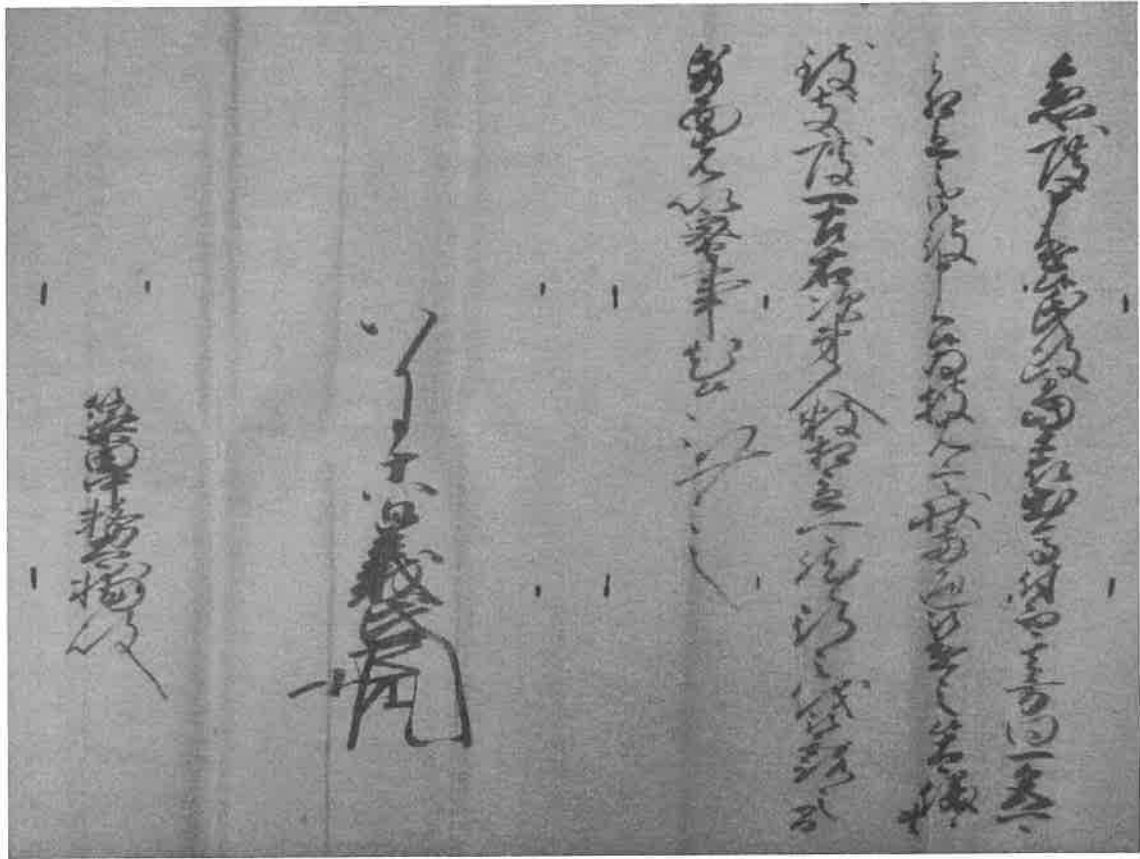
(奥ウハ書)(持助)

(足利)

藥田中務太輔殿 義氏

(大)

【寸法】(本紙) 縦三四・〇cm×横三一・三cm
 【備考】楮紙



48 天正六年八月十八日 足利義氏書状（堅切紙）

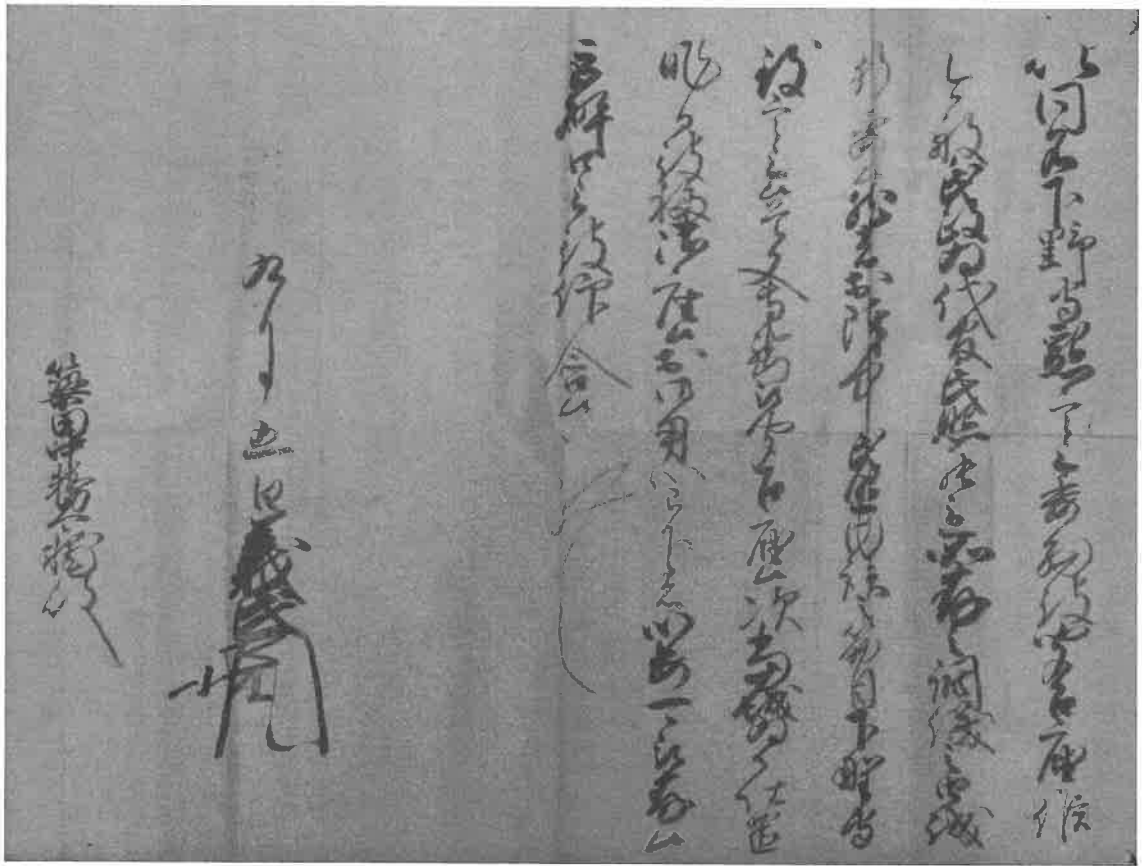
（北条）
 急度申遣候、氏政當表出馬付而、其方同一色可
 （義直）
 被相立之由、被申上候、為披見言状兩通被遣之候、大儀候共、
 致支度、一左右次第人数相立可然候、行之儀被露之間、
 紙面先以密事尤候、謹言

（天正六年）
 八月十八日 義氏（花押）

（持助）
 築田中務太輔殿
 （大）

【寸法】（本紙）縦三六・三 cm × 横三四・〇 cm
 （花押）縦 五・二 cm × 横 五・三 cm
 【備考】楮紙





49 天正六年九月五日 足利義氏書状（堅切紙）

（築田助孝）
以同名下野守懇言上、委細被聞召届候、

（北条）

今般氏政為代官氏照罷立、如存之調儀之由、誠肝要候、然者、於陣中、氏照内談之筋目、下野守

（栗橋城）

致言上候、是又專要被聞召届候、次當城為御仕置昨日被移御座候、於御用心已下者、心安可被存候、

（細）

巨碎口上被仰含候、謹言

（天正六年）

九月五日 義氏（花押）

（持助）

築田中務太輔殿

【寸法】（本紙） 縦三六・四 cm × 横四二・〇 cm

（花押） 縦 五・三 cm × 横 六・〇 cm

【備考】 楮紙。花押移墨跡あり。



むすびにかえて

以上、「築田家文書」の世界の四回目として書状類のうちNo. 38
と49までの一二点についての紹介を行った。

なお、今回も紙幅の関係で書状の内容に関する詳細な検討は省略した。この点は初回の拙稿で紹介した自治体史や論文等を参照
されたい。なお、次回は天正期後半の書状類について、紹介を予
定している。

註

(1) 拙稿「築田家文書の世界I―起請文―」『研究報告』第
一七号(二〇一三年、千葉県立関宿城博物館)

(2) 『楓軒文書纂』第六十冊、国立公文書館内閣文庫所蔵
(古河士小川三太夫模本所収)(一九八四年)五七四・五七
六頁

(あらい・ひろぶみ 当館展示協力員)